

日本学生オリエンテーリング連盟規約

第1章 総則

(名称)

第1条 1 本連盟は日本学生オリエンテーリング連盟と称し、国際関係では The Inter-University Orienteering Federation in Japan と称する。

第1条 2 本連盟の所在を、以下に定める。

〒329-2441 栃木県塩谷郡塩谷町船生 6082-68

(目的)

第2条 本連盟は日本の学生オリエンテーリング界を統轄し、且つ、それを代表する学生の自治団体とする。本連盟は学生競技者精神を守り、学生界におけるオリエンテーリングの普及、発展に寄与することを目的とする。

(事業)

第3条 1 本連盟は前条の目的を達成するため、次の事業を行う。

1. 日本学生オリエンテーリング選手権大会(以下「インカレ」と略す)の開催
2. 連盟報、その他刊行物の発行
3. その他、本連盟の目的に適う一切の事業

2 日本学生オリエンテーリング選手権大会は国際関係では

The Japan Inter-Collegiate Orienteering Championships と称する。

(年度)

第4条 本連盟の年度は、毎年4月1日から翌年3月31日までとする。

第2章 組織

(組織)

第6条 本連盟は次の6地区学生オリエンテーリング連盟(以下「地区学連」と略す)で組織する。

1. 北海道東北学生オリエンテーリング連盟(北海道・青森・秋田・山形・岩手・宮城・福島)
2. 関東学生オリエンテーリング連盟(茨城・栃木・群馬・埼玉・千葉・東京・神奈川・山梨)
3. 北信越学生オリエンテーリング連盟(長野・新潟・富山・石川・福井)
4. 東海学生オリエンテーリング連盟(静岡・愛知・岐阜・三重)
5. 関西学生オリエンテーリング連盟(京都・大阪・奈良・和歌山・兵庫・滋賀)
6. 中国九州四国学生オリエンテーリング連盟(鳥取・島根・岡山・広島・山口・福岡・佐賀・長崎・熊本・鹿児島・大分・宮崎・沖縄・愛媛・高知・徳島・香川)

第3章 地区学連

(地区学連の規約)

第6条 地区学連の規約は本連盟の規約に準じて作られる。その規約は本連盟の承認を受けるものとする。規約に改正のあるときは、その都度、本連盟に申請し、総会の承認を受けなければならない。但し、地区学連が必要に応じて作った規約については、この限りでない。

(地区学連への加盟資格)

第7条 地区学連に加盟できる資格は、学校教育法、同施行規則の大学設置基準によって設置された大学、短期大学設置基準によって設置された短期大学、高等専門学校設置基準によって設置された高等専門学校(4・5年)、及びこれに準ずるもので地区学連に認められたものとする。

(加盟形態)

第8条 地区学連への加盟形態は、加盟、準加盟の二種とする。

(加盟者名簿)

第9条 1 地区学連は、その加盟を認めた者につき、加盟者名簿を6月30日までに本連盟事務局に提出しなければならない。7月以降の加盟、並びに取り消しは、その都度通知しなければならない。但し年度途中の加盟は12月31日までを有効とする。

第9条 2 加盟は、年度毎に更新されなければならない。

(加盟料の納入)

第10条 1 地区学連は加盟校、準加盟校の加盟料を取りまとめ、毎年6月30日までに本連盟に納入しなければならない。

第10条 2 すでに納めた加盟料は事情の如何にかかわらず、これを返還しない。

(競技結果の報告)

第11条

(削除)

第4章 加盟

(加盟)

第12条 各地区学連の加盟を以て、本連盟の加盟手続きもなされるものとする。

(加盟校)

第13条 加盟校は総会への出席、参加につき、権利を有し、義務を負う。

(準加盟校)

第14条 準加盟校は本連盟の活動に参加し、本連盟からの連絡を受けることができる。

第5章 総会

(総会の構成)

第15条 1 総会は、全加盟校の代表および役員によって構成される。

第15条 2 総会は、加盟校総数の出席を以て成立とする。

(総会の義務)

第16条 1 総会は、本連盟の最高議決機関であり、次に掲げる事項について議決、承認する。

1. 予算及び決算
2. 役員を選出及び罷免

3. 規約の改正

4. その他、本連盟の運営に関する重要事項

第 16 条 2 総会において、各加盟校は本連盟の運営若しくは資産の状況又は役員の仕事執行について、役員に対して意見を述べるることができる。

(総会の招集)

第 17 条 1 総会は次の場合、幹事長がこれを招集する。

1. 年 2 回の定例総会
2. 幹事長が必要と認めた場合
3. 幹事会が開催を議決した場合
4. 理事会が開催を議決した場合
5. 加盟校総数の 4 分の 1 以上の加盟校から、会議に付議すべき事項を示して総会の招集を請求された場合

第 17 条 2 幹事長は、前項第 5 号の規約によって加盟校から総会の招集を請求された場合にはその請求のあった日から 30 日以内にこれを招集しなければならない。

第 17 条 3 総会を招集するには、幹事長は会日の 14 日以前に加盟校に日時、場所について通知しなければならない。この通知には会議の目的とされる事項が記載されなければならない。

(議長)

第 18 条 1 総会に議長を 1 人置く。

第 18 条 2 議長は他のすべての案件に先立って加盟校代表の中から選出される。

(委任状)

第 19 条 総会にやむを得ず出席できない加盟校は、別に定める規則により、議長宛に委任状を託さなければならない。

(議決)

第 20 条 1 総会において、加盟校は平等の議決権、選挙権を有する。

第 20 条 2 総会の議事はこの規約に特別の定めのある場合を除いては、出席校の過半数を以てこれを決し、可否同数の場合は議長の決するところとする。

(緊急事項)

第 21 条 緊急を要する場合は、総会の議決を得なければならない事項についても幹事会がこれに代わって決定することができる。この場合、総会において事後承認を得なければならない。

第 6 章 役員

(役員)

第 22 条 本連盟に次の役員を置く。

1. 会長 1 名
2. 副会長 3 名
3. 参与 若干名
4. 理事 10 名程度

5. 幹事長 1名
6. 副幹事長 1名
7. 会計 1名
8. 会計監査 2名
9. 事業部長 1名
10. 広報部長 1名
11. 事務局長 1名
12. 普及部長 1名
13. 渉外部長 1名
14. 地区代表幹事 6名

(会長)

第 23 条 1 会長は本連盟を代表する。

第 23 条 2 会長は理事会が推薦する。

(副会長)

第 24 条 1 副会長は会長を補佐し、会長の不在のときこれを代行する。

第 24 条 2 副会長は理事会が推薦する。

(参与)

第 25 条 1 参与は本連盟の重要事項についての諮問に応じる。

第 25 条 2 参与は理事会が推薦する。

(理事)

第 26 条 1 理事の任命及び罷免は幹事会が行う。

第 26 条 2 理事のうち互選により 1 名を理事長とし、理事長は理事会を統轄する。

(理事会)

第 27 条 1 理事会は理事及び幹事長で組織され、この規約に基づき本連盟の重要な業務の執行を決定する。

第 27 条 2 理事会は理事長が必要と認めたときにこれを招集して開催する。

(幹事長)

第 28 条 幹事長は総会、幹事会等で決定された意思に基づき、本連盟の運営を執行且つ統括する。

(副幹事長)

第 29 条 副幹事長は幹事長を補佐し、幹事長不在のときこれを代行する。

(会計)

第 30 条 会計は本連盟の会計事務を統轄する。

(会計監査)

第 31 条 会計監査は本連盟の会計事務を監査する。

(地区代表幹事)

第 32 条 1 地区代表幹事は地区学連幹事を代表し、業務を処理する。

第 32 条 2 地区代表幹事は地区学連が推薦する。

(幹事)

第 33 条 会長・副会長・参与・理事・会計監査以外の役員を幹事と称する。

(幹事会)

第 34 条 幹事会は幹事によって組織され、この規約に基づき本連盟の業務の執行を決定し、その運営の責に任ずるものとする。

(役員を選出)

第 35 条 1 第 22 条第 1 号から第 4 号までに定める役員は総会の承認により決定する。

第 35 条 2 第 22 条第 5 号及び第 7 号から第 12 号までに定めたる役員は加盟員の中から総会の議決により決定する。

第 35 条 3 第 22 条第 6 号に定めたる役員は、幹事会又は事務機構に所属する加盟員の中から幹事長の指名に基づき、総会の承認により決定する。

第 35 条 4 第 22 条第 13 号に定めたる役員は、北東・関東学連渉外部長の中から総会の承認により決定する。

第 35 条 5 第 22 条第 14 号に定めたる役員は、当該地区学連がそれぞれの加盟員の中から推薦し、総会の承認により決定する。

(役員任期)

第 36 条 1 幹事及び会計監査の任期は 4 月 1 日から翌年 3 月 31 日までの 1 年とする。但し留任を妨げない。

第 36 条 2 理事の任期は 4 月 1 日から翌々年 3 月 31 日までの 2 年とする。但し留任を妨げない。

第 36 条 3 補欠によって選出された役員は、前任者の任期の残余期間とする。

第 7 章 事務機構

(事務機構)

第 37 条 1 本連盟は第 3 条の事業を行うため、次の事務機構を置く。

1. 事業部 インカレとその他付随する事業を行う。
2. 広報部 連盟報その他刊行物の発行を行う。
3. 事務局 加盟事務その他一切の事務を行う。
4. 普及部 オリエンテーリングの普及活動を行う。
5. 渉外部 本連盟所有地図のテレインにおいて渉外を行う。

第 37 条 2 総会は、新たに事務機構を置き、学連の事務を助けしめることができる。

(事務機構の構成)

第 38 条 1 各部局は加盟員で構成され、第 35 条第 2 項の定めによって選出される部長若しくは局長により統轄される。

第 38 条 2 各部局は会計 1 名を互選する。

第8章 評議員

(削除)

第9章 賛助会員

(賛助会員)

第41条 本連盟の目的に賛同し、本連盟を賛助する意志のある者は、賛助会員となることができる。

第10章 委員会

(委員会)

第42条 1 本連盟は、その運営を円滑に遂行するため、委員会を置く。

第42条 2 委員会は常設委員会と臨時委員会に大別される。

(技術委員会)

第43条 本連盟の常設委員会として、加盟員によって組織される技術委員会を置く。

(臨時委員会)

第44条 幹事会及び理事会は臨時に、加盟員からなる委員会を置くことができる。

第11章 経費

(経費)

第45条 本連盟の経費は次のもので支弁する。

1. 加盟料
2. 関係機関及び団体から受ける補助金
3. 事業収入
4. 賛助金、寄付金、及びその他の収入

(加盟料の金額)

第46条 加盟料の金額は総会の承認を経て決める。

第12章 改正

(改正)

第47条 本規約の改正は、総会において加盟校総数の過半数の賛成を必要とする。

第13章 補則

(補則)

第48条 本規約の施行について必要な事項に関する細則は別に定める。

昭和59年11月11日制定

昭和59年12月1日施行

昭和62年11月23日改正

平成2年3月19日改正

平成5年3月15日全文改正

平成 10 年 3 月 9 日改正

平成 16 年 11 月 6 日改正

平成 17 年 3 月 14 日改正

平成 24 年 3 月 12 日改正

平成 28 年 11 月 19 日改正